会 議 録

会議の名称	今和元年度 第2回婦川古いじみ対等系員会
	令和元年度 第3回桶川市いじめ対策委員会
開催日時	令和2年1月31日(金)
	(開会)午前10時00分·(閉会)午前11時00分
開催場所	桶川市役所 会議室 3 0 5
出席委員	4名
欠席委員	1名
事務局職員	2名
議題	1 開会
	2 教育部副部長あいさつ
	3 協議等
	(1)桶川市のいじめに係る現状
	(2)「いじめ重大事態における行動計画(仮称)」
	(3) その他
	4 閉会
配付資料	次第
	桶川市いじめ及び不登校の現状
	いじめ重大事態における行動計画の対応段階
	いじめ重大事態における行動計画(いじめ対策委員会)
	いじめ重大事態における行動計画(学校、市教委)
	いじめ(重大事態)における報告用紙
	いじめ(重大事態 自殺事案)発生時の児童生徒向けアンケート例
議事の内容	1 開会
	2 教育部副部長あいさつ
	3 協議
	(1)「桶川市のいじめに係る現状」
	・ 事務局が資料に基づき、本市のいじめに係る現状について報告した。
	│ │委員長:ただいま事務局より説明があった内容について、ご質問ご意見等があ
	ればお願いしたい。
	 委 員:アンケート以外の形で、いじめが発見されることはあるのか。
	2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2

事務局:アンケート以外では、たとえば小学校の低学年では、いじめられた児童が担任に直接伝えて発見されることが多い。他には、教員が実際に見て対応することもある。

委員長: 6月に認知したいじめの解消件数は、いつの解消件数か。

事務局:6月にいじめとして認知されたものは、いじめへの対応後、3か月以上の見守りをもって解消となる。表記の解消件数は、12月31日時点での解消件数である。学校として、見守りがその後も必要と考えたものは、未解消となっている。

事務局:アンケートを行うと、「あの時に嫌な思いをしたな」ということで、児 童生徒が「これも書こうかな」と思い、書くことが多い。

委員長:中3女子では、いじめの認知件数に対し、不登校生徒数が多い。

(2) 「いじめ重大事態における行動計画(仮称)」の策定に向けて

事務局:資料に基づき説明

委員長: ただいま事務局より説明があった内容について、ご質問ご意見等があればお願いしたい。

6「調査の実施」について

委 員:いじめ対策委員会にあがってきた調査資料等をもとに分析を行うとあ るが、直接、いじめ対策委員会が調査をすることはあるのか。

事務局:いじめ対策委員会が内容を分析し、必要に応じ、再度学校に調査について依頼することはあるが、直接の調査はない。

委 員:アンケート調査や聴き取り調査等を行う際に、関係者が「協力できません」とした場合、どのように対応するのか。実際に、青森の事案では、協力できないという方もいて、調査に苦労していたと聞いている。

委員長:特に女子生徒の場合、保護者は、自分の子供がショックを受けている ので触れてほしくないという思いもある。二度と事件が起こらないこ とよりも、我が子を守りたいと思う保護者もいるだろう。

委 員:この対応段階に、調査困難の場合の判断をどうするのか明記しておく とよい。

委員長:調査のためのアンケートに、保護者の承諾は必要か。

委 員:未成年者であることから、親権者の同意があった方がよい。調査を行 う際に、親権者の立ち合いを要望することも考えられる。

いじめ (重大事態) における報告用紙について

委 員:報告用紙だが、新たに把握した内容をこの用紙に追記していく形なのか。

事務局: この用紙に、随時把握した内容を追記し、最終的に、報告書としてま とめることを想定している。

いじめ (重大事態 自殺事案) 発生時の児童生徒向けアンケート例について

委 員:いじめ重大事態が発生した際の、アンケートのサンプルだが、「、」か 「,」のどちらの表記にするか。

事務局:「、」で統一する。

委 員:調査について承諾書をとるような形だが、調査とは必ずしも聴き取り とは限らない。

委 員:調査を実施しますとし、不都合があれば記入してもらう形の方がよい のではないか。 委 員:協力できないとされ、十分な調査ができず、問題の解消が難しくなる ケースもある。

委 員:状況把握をしていく必要はある。

委 員:特殊な状況の方もいるので、対応できるように、調査のやり方も考え ていく必要がある。

委員:最初の段階で「協力できません」となると、調査が難しくなる。

委 員:全ての調査をまとめて承諾というのではなく、1つ1つの案件に対応 していくようにするとよい。

委員:個別の案件の場合は、児童生徒への他の面でのサポートも必要である。

委 員:この時点では、承諾書は必要ないのではないかと考えるがどうか。

委員長:学校として、調査を進めていくので「ご協力ください」とするのでよ いのではないか。

委員長:全校集会で、事実を伝え、学校にてアンケートを行うこともある。成 長段階により、児童生徒が保護者と共にアンケートを行うのを拒む場 合もある。このような重大事態に係るアンケートは自宅で行うという ことか。

事務局:他の児童生徒の目もあることで、書けないこともあると考える。その ため、自宅で行うという考えである。

委員長:アンケートには、いじめを受けた児童生徒の家族が希望すれば、この アンケートを見せる可能性があると記載してある。その際、名前の部 分はふせるとあるが、どのようにするのか。

委 員:名前の部分は黒塗りするなどの対応を行う。

委員:アンケートを見せるというのは、書いた現物を見せるということか。 それとも、まとめたものということか。

委員:パソコンなどで打ち直して、見せる方がよいのではないか。

委員:今までに同様の事例があった時は、いじめを受けた児童生徒の家族が 学校に行って、直筆のものを見るケースもある。自分の子供のことを 身近で見ていた児童生徒が、どう思っていたかを筆跡などからも見た いという思いがある。

委員:活字で印刷されたものは、本当かどうか疑問に思う面もあるだろう。 よって、直筆のアンケートを見せる可能性があることも書いてあった 方がよいのではないか。

委 員:児童生徒には、その可能性も明示した方がよいと考える。

委 員:ここで述べる、名前とは、アンケートの文章中にある名前も含め全て と考える。

(3) その他

・特になし

4 閉会

以上